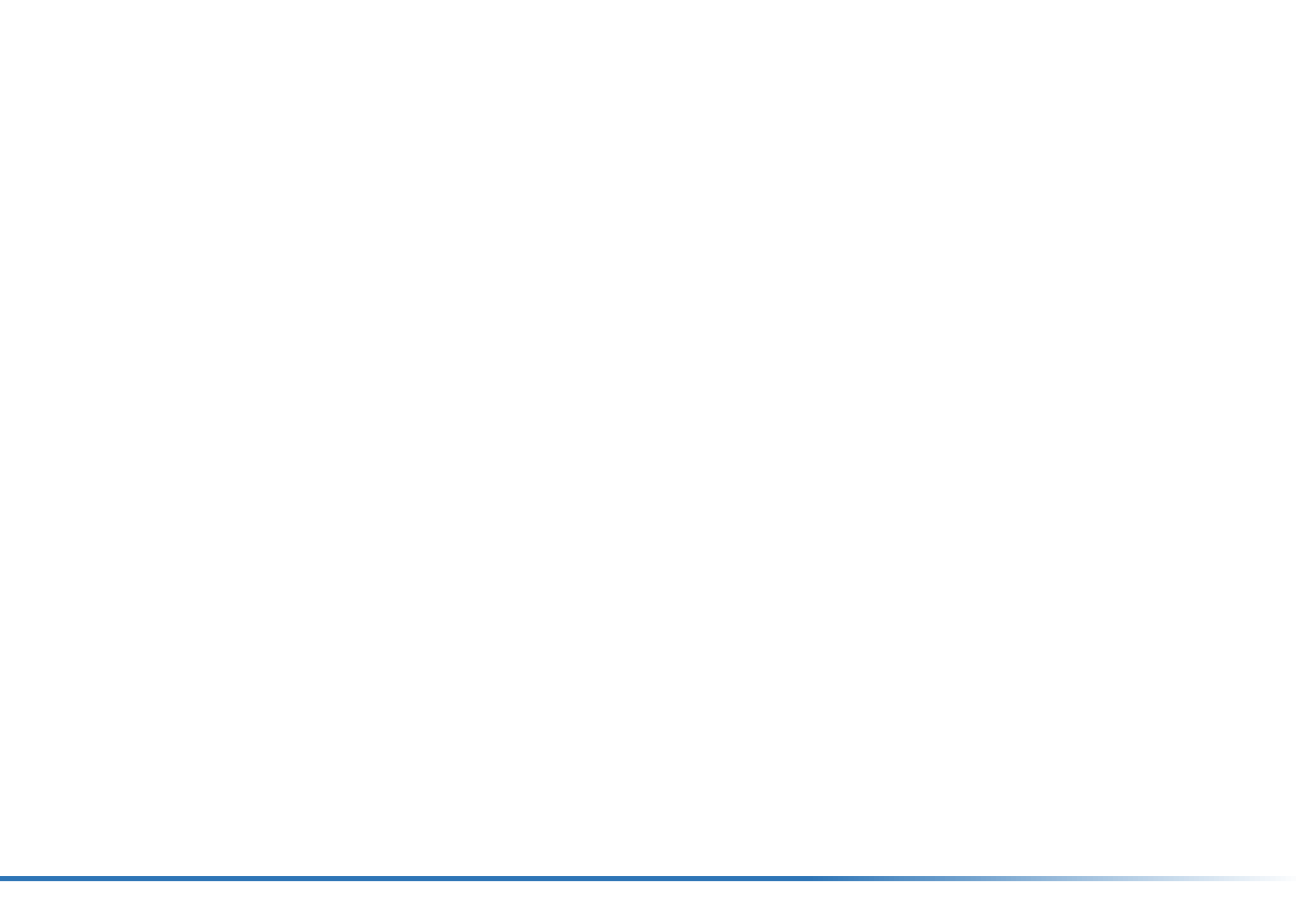


令和6・7年度
障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

障害福祉サービス等の給付費等にかかる
審査支払事務の効果的、効率的な実施について

令和8年3月30日

公益社団法人国民健康保険中央会



はじめに

- 本研究会は、障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、審査機能の強化に向けた具体的な内容について検討することを目的に、平成28年度に設置された。
- 委員構成は、学識経験者、厚生労働省、都道府県代表、市町村代表、国保連合会代表及び国保中央会であり、市町村等における審査事務の課題、サービス提供事業所等における請求事務の課題等について、継続的に検討してきたところである。
- 今回、取りまとめる報告書は、令和6・7年度障害者総合支援法等審査事務研究会の最終報告という位置づけであり、令和6年度末に作成した中間報告の内容も含めた、2年間の検討内容について報告するものである。
- 具体的には、実務的な課題はもとより今後の審査事務の在り方等にかかる諸課題について主要議題として更に議論を深め、報酬改定等による給付への影響調査、請求エラー等の低減策及び都道府県・事業者支援に繋がる有用な資料提供の作成等について報告する。
- 今後も、障害福祉サービス等にかかる給付費等の「正しい請求、正しい支払」の推進に向け、効果的・効率的な審査支払事務にすべく、審査支払業務の在り方について幅広く検討・対応をさらに進めていく必要がある。

【参考】

平成28年度以降、本研究会が取りまとめた報告書は以下のとおり。

- ・ 平成28年12月28日：平成28年度の同研究会報告書
- ・ 平成30年 2月23日：平成29年度の同研究会報告書
- ・ 平成31年 3月29日：平成30年度の同研究会報告書
- ・ 令和 2年 3月30日：令和元年度の同研究会報告書
- ・ 令和 3年 3月30日：令和2・3年度の同研究会中間報告書
- ・ 令和 4年 3月31日：令和2・3年度の同研究会報告書
- ・ 令和 5年 3月31日：令和4・5年度の同研究会中間報告書
- ・ 令和 6年 3月31日：令和4・5年度の同研究会報告書
- ・ 令和 7年 3月31日：令和6・7年度の同研究会中間報告書

目 次

I. 背景及びこれまでの検討状況等について

- I-1 障害福祉サービス等にかかる給付費の審査支払事務の見直しについて …… P. 2
- I-2 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応の検討について …… P. 3
- I-3 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールについて …… P. 4
- I-4 令和6・7年度本研究会の検討体制について …… P. 5

II. 今後の審査事務の在り方等に関すること等について

- (1) 今後の審査事務の在り方等に関すること等 …… P. 8

1. 都道府県・事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

- 本パートのサマリ …… P. 10
- (1) ヘルプデスクデータ分析結果概要と新たな追加項目案 …… P. 11
- (2) 新規開設事業所支援資材の作成と新規事業所等へのヒアリング調査結果概要 …… P. 12
- (3) 新規事業所向け説明資材作成の方針 …… P. 13
- (4) 効果的な普及方策の検討 …… P. 14

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

- 本パートのサマリ …… P. 16
- (1) エラー件数データ分析の概要と結果 …… P. 17
- (2) 追加分析:都道府県分析 …… P. 18
- (3) 追加分析:国保連合会等ヒアリング調査 …… P. 18
- (4) 各エラー原因に関する考察とまとめ:改善策の実施主体 …… P. 19

3. 事業所台帳管理システムの統一にかかる検討について

- (1) 検討の背景 …… P. 24
- (2) 今後の検討について …… P. 24

4. デジタル化への対応について

- (1) デジタル化への対応について …… P. 26

目次

Ⅲ. 審査に関することについて

1. 同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについて

- (1) 同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについて …… P. 28

2. 「警告」から「エラー」への移行等及び審査内容の拡充・強化について

- (1) 「警告」から「エラー」への段階的な移行の背景 …… P. 29
(2) 令和6・7年度の実施内容(全体概要) …… P. 30
(3) 各年度の実施内容 …… P. 31

Ⅳ. 台帳情報等整備に関することについて

- (1) 台帳情報等整備に関することについて …… P. 34

Ⅴ. 請求に関することについて

- (1) 請求時における事務負担の軽減 …… P. 36
(2) 簡易入力システムの機能拡充イメージ …… P. 37

Ⅵ. 次年度以降の審査事務研究会について

- Ⅵ-1 次年度以降の審査事務研究会の体制について …… P. 40
Ⅵ-2 次年度以降の審査事務研究会の検討事項について …… P. 44

Ⅶ. 令和6・7年度障害者総合支援法等審査事務研究会の開催状況

- (1) 研究会委員名簿 …… P. 46
(2) ワーキング・グループ委員名簿 …… P. 47
(3) 障害者総合支援法等審査事務研究会開催状況 …… P. 48

報告書要旨

○主要な検討結果と取り組み

1. 新規開設事業所への重点的な業務支援の実施

- ヘルプデスクのデータ分析とヒアリング調査から、開設1年以内の新規事業所がつまづく主な要因が「システムのセットアップ」「パスワード管理」「エラー対応」にあることが明らかになった。
- 既存のマニュアルが十分に活用されていない実態を踏まえ、直感的に理解できる動画コンテンツ、簡略化された説明資料などを新たに作成し、事業所が自己解決できる環境の整備を図った。

2. エラーデータ分析と次期報酬改定に向けた国への要望

- 一次審査エラーデータを分析し、恒常的に多発するエラー(分類A)と、令和6年度報酬改定時において一時的に急増したエラー(分類C)の主要な発生要因は、複雑な制度要件や自治体間の運用の違いに加え報酬改定に伴うシステム改修・周知期間の不足にあると分析した。
- これに対し、システムチェック基準やインタフェース仕様の見直しを進めるとともに、令和9年度の次期報酬改定に向け国(厚生労働省等)に対してシステム対応期間の十分な確保に関する要望書を提出した。

3. 事業所台帳管理システムの統一に向けた連携

- 自治体での手入力による事業所台帳の登録ミスや連携遅れが審査におけるエラー発生の大きな要因になっていることを踏まえ、厚生労働省が進める「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化(事業所台帳の統一)」の動向を注視し知見の提供など全面的に協力していく。

4. デジタル化(DX)の推進と事務負担の軽減、審査内容の拡充・強化

- 同一世帯における複数児童用の上限額管理結果票を電子化(令和7年4月提供分より)し、ペーパーレス化と審査の効率化を実現した。
- 審査の適正化を促すため「警告」としていた審査項目を段階的に「エラー(返戻)」への移行を今後も継続して適切に実施。
- また、事業所における実績記録票データの二重入力負担を解消するため、電子ペンやタブレット等で作成した実績記録票のCSVデータを「簡易入力システム」へ直接取り込める機能を新たに追加した(令和8年4月対応予定)。

○今後の展望

- デジタル化が急速に進む中、今後はより実務的・技術的な課題への対応が求められることを認識し、次年度以降は従来の研究会とワーキング・グループを一体化して実務に精通した体制へと刷新し審査機能のさらなる充実・強化に取り組む。

I . 背景及びこれまでの検討状況等について

I - 1. 障害福祉サービス等にかかる給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 改正法を受けた検討状況について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法が成立したことを受け、国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という。）では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、平成28年度から平成30年度にわたり、同研究会報告書が取りまとめられている。
- 平成30年度研究会報告書においては、平成29年度研究会報告書の内容を踏まえ、請求時の点検機能強化、一次審査等の実施、市町村等審査事務実態調査、自治体職員等向け研修、事業所向け研修等について、具体的な対応内容が整理された。
- 令和元年度の研究会においては、平成28年度から行われてきた研究会における当初計画の最終段階の対応に向けた検討を行った。
- 本研究会の報告書は、対策の実施効果等を見極めながら検討を進めることが必要との認識を踏まえ、従来、単年度ごとにとりまとめてきた報告書を、令和2年度以降、偶数年（令和2年度、4年度及び6年度）に中間報告書、奇数年（令和3年度及び5年度）に報告書として、とりまとめを行った。

(2) 令和6・7年度の審査支払事務における対応状況について

- 令和6・7年度の主な対応は以下のとおり。
 - ・ヘルプデスク利用データ分析・ヒアリング調査の結果、新規事業者への支援が重要であることが明らかになったため、新規事業所向け説明資料・動画の作成を行った。
 - ・市町村等及び国保連合会の審査事務の効率化を推進するとともに、厚生労働省における令和9年度報酬改定等へ向けた議論の参考とする観点から、「エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査」のため、エラー件数分析、ヒアリング調査を行った。
 - ・平成30年度より段階的に実施している「警告」から「エラー」への移行について、令和6・7年度も周知期間を設けて実施した。また、同一世帯における複数児童の上限額管理結果票の電子化対応に向け、周知方法等を検討した。
 - ・厚生労働省からの要請を受け、本会が開発している簡易入力システムにおいて、電子ペンやタブレット端末等にて作成したインタビュー仕様書に定められた実績記録票のCSVファイルを取り込められるよう仕様の詳細について検討を行った。

I-2. 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応の検討について

○審査支払事務のさらなる効果的・効率的な実施に向けて、令和6・7年度の検討課題については、給付の大きな状況変化や制度導入等、審査事務に影響を与えるような新たな課題などについて適宜検討するとして設けられた、「今後の審査事務の在り方等に関する事等」において協議する方針とした課題や令和4・5年度からの継続検討となっている残課題について取り組んでいくこととした。

No	検討課題	検討内容
1	今後の審査事務の在り方等に関する事等	<ul style="list-style-type: none">給付の大きな状況変化や制度導入等、審査事務に影響を与えるような新たな課題などについて検討
2	審査に関する事	<ul style="list-style-type: none">警告からエラーへの移行審査内容の拡充・強化
3	台帳情報等整備に関する事	<ul style="list-style-type: none">市町村等支援システムの機能改善等事業所台帳の受付機能の拡充の検討
4	請求に関する事	<ul style="list-style-type: none">請求時の疑問に対する事業所による自己解決のための支援 (請求事務ハンドブックの更新・再周知や活用促進、請求事務に関する動画化等)
5	審査事務実態調査・分析	<ul style="list-style-type: none">一次審査・二次審査の実態把握を目的にヒアリング調査を実施

I-3. 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールについて

○令和6年度及び令和7年度の障害者総合支援法等審査事務研究会における検討課題の対応スケジュールは、以下のとおり。

No	検討課題	検討内容	実施時期			
			令和6年度		令和7年度	
			上期	下期	上期	下期
1	今後の審査事務の在り方等に関する事等	<ul style="list-style-type: none"> 審査事務に影響を与える新たな課題検討 	検討		実態調査	資材作成
2	審査に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 警告からエラーへの移行 	検討	対応	検討	対応
		<ul style="list-style-type: none"> 審査内容の拡充・強化 	検討	検討	検討	検討
3	台帳情報等整備に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等支援システムの機能改善等 	検討			
		<ul style="list-style-type: none"> 事業所台帳の受付機能の拡充の検討 	検討			
4	請求に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 請求時の疑問に対する事業所による自己解決のための支援 	検討			資材作成
5	審査事務実態調査・分析	<ul style="list-style-type: none"> 一次審査・二次審査の実態把握を目的にヒアリング調査を実施 	検討	分析	実態調査	改善策の検討

I-4. 令和6・7年度本研究会の検討体制について

○令和6・7年度は、「1. 今後の審査事務の在り方等に関すること等」については主に研究会で、継続して検討・議論している検討課題(以下表の2～5)については主にWGで、議論を進めていくことを、第1回合同会議にて承認いただいた。

検討課題	審査事務研究会(親会)	ワーキング・グループ
1. 今後の審査事務の在り方等に関すること等	<div data-bbox="762 358 1272 505">実施方針の検討</div> <div data-bbox="762 605 1272 752">詳細調査結果を踏まえたご議論</div>	<div data-bbox="1384 462 1893 639">詳細調査・分析方法の検討・実施</div>
2. 審査に関すること	<div data-bbox="762 772 1272 1219">検討結果の報告・提起</div>	<div data-bbox="1384 772 1893 1219">実施方針の検討調査の実施(※)</div>
3. 台帳情報等整備に関すること		
4. 請求に関すること		
5. 審査事務実態調査・分析		

※必要に応じて、検討課題の内容によりワーキング・グループ委員から専門的な意見を聴取する(警告からエラーへの移行等)。

Ⅱ. 今後の審査事務の在り方等に関すること等について

II. 今後の審査事務の在り方等に関すること等について

(1) 今後の審査事務の在り方等に関すること等

- 障害者総合支援給付や関係する社会状況の変化、技術革新の進展等を踏まえ、市町村、国保連合会の審査事務の効率化を推進するとともに、厚生労働省、都道府県の事業に対しても連携や協力を強化し、事業所支援も含め、障害福祉に関わる事務の効率化と高度化を図る観点から、第1回合同会議において以下の検討項目を案として提示し承認いただいた。
- 本研究会における協議等を踏まえた上で、令和6・7年度は、①及び②を中心に検討を進めるとともに③及び⑤は適宜厚生労働省への情報提供や必要な協力を行い、④については、令和8年度以降の検討に向けた準備を進めることとした。

	検討項目	検討内容及び実施結果概要 ※実施結果は下線	検討時期(予定)
①	都道府県・事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)	<ul style="list-style-type: none"> 中央会が運営する事業所ヘルプデスク等から収集したデータに基づくナレッジ等を、都道府県等が行う研修・啓発用のリソースとして提供するなど、都道府県による給付費請求を行う事業所向け支援に寄与する取り組みを進めてはどうか。 <u>ヘルプデスクの問い合わせ内容履歴を分析し、Q&Aコンテンツ及び問合せ先のフロー図の検討を行った。</u> 	令和6・7年度
②	エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査	<ul style="list-style-type: none"> 国における令和9年度報酬改定等に向けた議論の参考となるよう、報酬改定等による審査支払機関等への影響をエラー件数のデータ分析及びヒアリング調査を通じて本研究会で取りまとめ、事業所において請求誤りが発生する課題やエラーの抑制に繋がるような観点を厚生労働省へ提示してはどうか。 <u>令和5年11月受付分～令和6年10月受付分のデータを用いてエラーコード発生率の分析を行った。</u> 	令和6・7年度
③	事業所台帳管理システムの統一にかかる検討	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が管理する事業所台帳の運用状況等により事業所台帳にかかるエラーが頻出していると推測されているため、解決策を検討してはどうか。 過去に行った実態調査結果等の整理及び調査等の作業により問題点と課題を抽出した上で、新たな「事業所台帳管理システム」の提供を視野に、その見込まれる効果、実現上の制約や留意点も含め検討等を行ってはどうか。 <p>※本検討項目については、本研究会とは異なる場で今後検討されることから、諸情勢の動向を注視しつつ、厚生労働省に対し、本研究会で実態調査の結果等についての情報提供や必要な協力を行っていく。</p>	(別途厚生労働省において委託事業を実施中。適宜厚生労働省への情報提供や必要な協力を行う。)
④	市町村における二次審査の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における二次審査については、昨年度、本研究会において「市町村等における二次審査の取組に関する事例集」を作成し、二次審査の推進、強化を図る対策を講じてきた。一方で、事業所の請求件数は年々増加し、限られた二次審査期間に審査を実施することが難しい状況となる可能性がある。そのため、引き続き二次審査の充実強化を図るための支援策を検討してはどうか。 	令和8年度以降
⑤	デジタル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 介護DXの進展に伴い、障害分野におけるDXについて調査等を進めてはどうか(例:事業所事務を含めデジタル化が必要な業務等の調査、デジタル化先進市町村等調査、障害DXの効果・課題、介護DXの方向性や内容が障害分野においても参考となるかの検討等)。 <p>※本検討項目については、③と同様、諸情勢の動向を注視しつつ、厚生労働省に対し、本研究会で実態調査の結果等についての情報提供や必要な協力を行っていく。</p>	(適宜事務局にて情報収集、厚生労働省への情報提供・必要な協力を行う。)

1. 都道府県・事業者支援(都道府県設置の
事業所サポートセンター支援等)について

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

本パートのサマリ

○目的: 障害福祉に係る制度や請求事務、エラーに対する対応等に対して十分に理解していない事業者が存在しており、市町村等の対応負担が生じている事例があることから、事業者自身が必要な情報を取得し、疑問を自己解決できるような支援の方法を検討する。

実態把握



【ヘルプデスクデータ分析】

- ヘルプデスク利用データ分析により、開設1年以内の新規事業所がヘルプデスクを利用する割合は全体の割合よりも高く、新規開設事業所への支援の重要性が明らかになった。

【新規事業所等へのヒアリング調査】

- 新規開設事業所支援資材の作成にあたり複数の事業所等にヒアリングしたところ、事業所開設時のシステムの操作方法、請求業務開始のための準備、ID・パスワード管理、エラーや過誤発生時の対応に課題があることが明らかになった。しかし、既存のマニュアル・資料は有効活用するには至らず、困りごとがあった場合、担当者は電話によって問い合わせを行っている状況であった。

新規事業所への説明資料・動画作成



- ヒアリング調査結果を踏まえ、下記の新規事業者向けの説明資材を作成したが、事業所の利用促進を目的に一部資材の動画作成を行った。

【新規作成資材】★動画作成

- 請求業務フロー ★
- 請求業務に係る関係機関とその役割 ★
- 請求関連システム ★
- 電子請求受付システム準備作業 ★
- 上限額管理 ★
- 過誤申立 ★
- 問い合わせハンドブック
- 作業チェックリスト

効果的な普及策の検討



- ヒアリング調査で明らかになった、既存資料の活用状況も踏まえ、説明資材は効果的な普及方策の検討が重要であると考えた。
- 作成した説明資料・動画は電子請求受付システムに動画リンクを記載し、公開する予定であるが、より効果的な周知を行うために、以下の普及方策案や継続的な活用状況の調査も必要であると考えた。

【普及方策案】

- ターゲットを絞った重要資材の紙面配布、集団指導の活用等
- 事業所新規開設時・課題発生時等事業所が情報を探索する際に一元化された参照先
- 問い合わせ窓口利用対象の明確化と事業所周知

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(1) ヘルプデスクデータ分析結果概要と新たな追加項目案

- 令和6年6月～8月と令和7年4月～6月におけるヘルプデスク問い合わせ件数上位項目をそれぞれ抽出したところ、いずれの時期においても「インストール・ログイン」、「データ登録」、「電子証明書」、「請求全般」、「上限管理」に関する問い合わせ項目が上位であった。
- 本事業では、最新のヘルプデスク問い合わせ件数上位項目について、ヘルプデスク担当者のご意見も含めて追加で掲載すべき内容の検討を行い、新たな掲載項目案として下記、10項目を選定した。
- ただし、事業所への効果的な情報提供のためには、掲載内容の見直しと共に、FAQページの訪問ログ分析等現状の把握と提供方法の見直しも必要であると考え。本件については、次年度以降訪問ログ取得の方法も含めて、今後検討を進めていく予定。

【電子請求受付システムへの掲載イメージ】



【新たに追加を検討しているFAQ】

分類	FAQ項目
データ登録	【簡易入力システム】請求情報印刷時に表示されるエラーメッセージの対処方法
データ登録	共同生活援助(GH)体験利用時の入力方法
電子証明書	電子証明書のインストール方法:エラーメッセージ“証明書を選択して、署名ボタンを押してください”の対処方法
請求全般	請求情報正常到達後の請求情報の修正方法
請求全般	請求情報の「処理対象年月」と入力した請求年月日の不一致に関するエラーメッセージの対処方法
上限額管理	複数児童(兄弟)の上限額管理結果票及び管理結果の理解
上限額管理	管理事業所の利用実績がない(関係事業所(関連事業所)のみの利用)場合の請求方法
通知文書	通知文書未取得通知の対処方法
通知文書	通知文書(お知らせ)の保管(閲覧可能)期間
その他	過去の請求情報の削除方法

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(2) 新規開設事業所支援資材の作成と新規事業所等へのヒアリング調査結果概要

- 第3回WGまでに実施したヘルプデスク利用データ分析及び第4回WGまでに実施した新規開設事業所等へのヒアリング調査の結果、以下のような状況・課題が明らかになった。
- これを踏まえ、新規開設事業者向けに可能な限り簡略な構成で作成した説明資料、説明動画を作成する。
- 事業所向け資料の作成においては、可能な限り簡略な構成で、ポイントを絞った記載が重要となる。

	請求業務における困りごと	現在の対処方法	課題
開設時	<ul style="list-style-type: none">システムの操作方法請求業務開始のための準備ID・パスワード管理加算要件の理解エラー原因の特定	<ul style="list-style-type: none">公開されている既存資料の確認電話による問い合わせ:システムベンダ・連合会など問い合わせ先は様々	<ul style="list-style-type: none">既存資料の存在は知られているが、有効活用されていない適切な問い合わせ先/役割が理解できていない
通常時	<ul style="list-style-type: none">エラー原因の特定新規利用者の登録過誤発生時の対応	<ul style="list-style-type: none">自己解決ができない場合は電話システムベンダ・連合会・居住自治体など問い合わせ先は様々	<ul style="list-style-type: none">事業所(担当者)によって、請求業務定着の程度は差がみられるエラー原因の特定が難しいことは、事業所・支援団体双方の負荷となっている
報酬改定時	<ul style="list-style-type: none">加算要件の理解・解釈	<ul style="list-style-type: none">電話による問い合わせ理解ができない加算は(要件を満たしていても)算定を見送る	<ul style="list-style-type: none">複雑な算定構造により改定内容の理解が難しい適切なタイミングで十分な情報共有されていない適切な問い合わせ先が理解できていない

事業所向け資料への記載が望ましい項目

→疑問が全て解決しなくとも、対処方法・FAQ・問い合わせ先など困りごとが生じたときに有用な情報が一か所にまとまっていることが望ましい

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(3) 新規事業所向け説明資料作成の方針

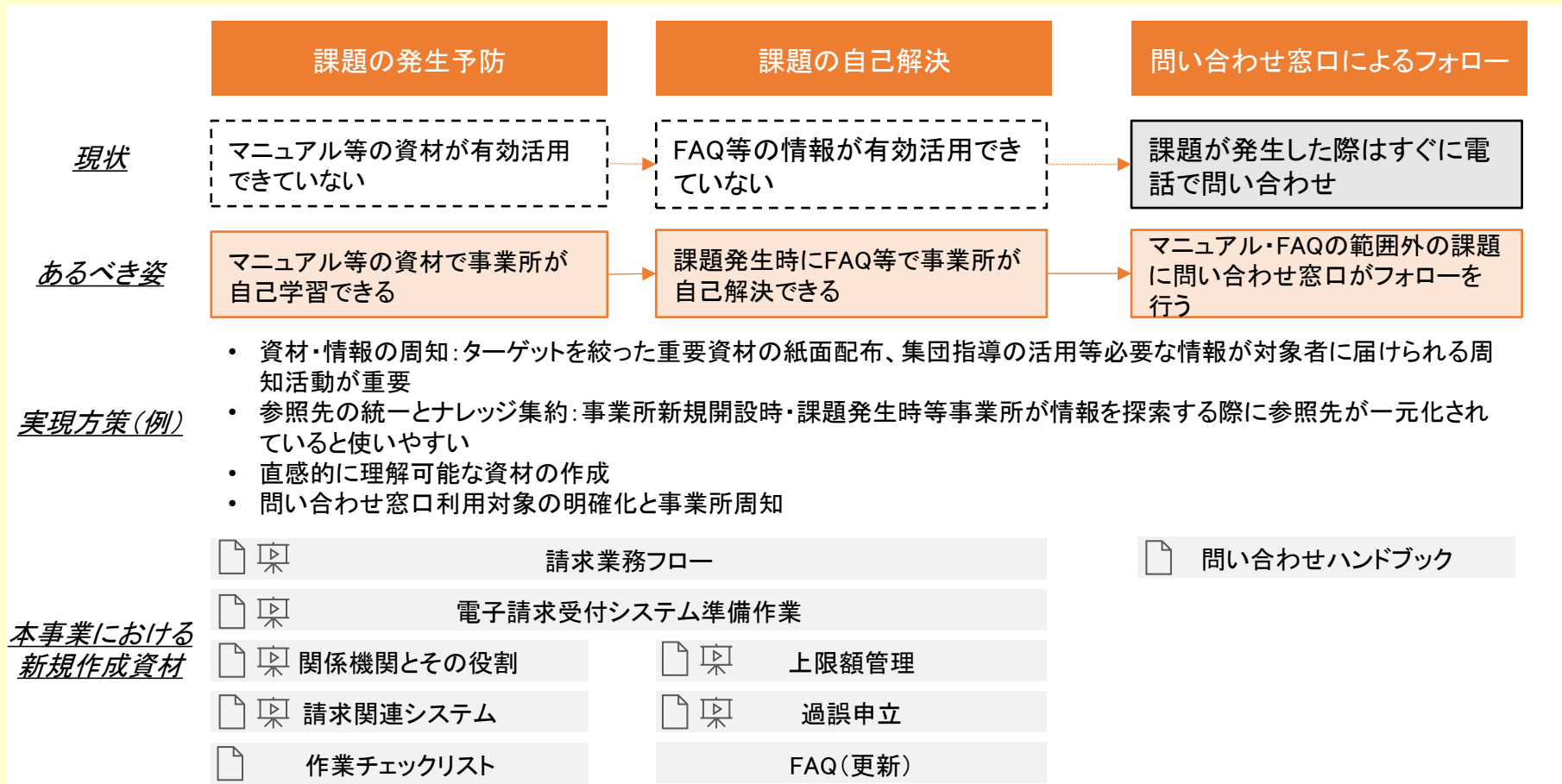
- ヘルプデスク利用データ分析により、開設1年以内の新規事業所がヘルプデスクを利用する割合は全体の割合よりも高く、新規開設事業所への支援の重要性が明らかになった。また、新規開設事業所等へヒアリング調査を行ったところ、請求業務に関しては既に多くのマニュアル・資料が公開されているものの、事業所が有効活用できておらず、事業所新規開設時のシステムのセットアップ、パスワードの管理、エラー・過誤発生時の対応に困難を感じていることが明らかになった。
- 上記結果を踏まえて資料構成や資料内容を検討したうえで、既存資料・本事業で新たに作成した新規事業所向け説明資料が効果的に普及し、有効活用されるための実現方策・実施主体を検討した。
- 各作成資料の内容、提供フローと配布方法の案は以下のとおり。

作成資料(★動画化)	提供のフロー	配布方法(案)
請求業務フロー①電子請求受付システム利用開始までの流れ ★	国保連合会→事業所	新規テストIDPWと共に紙配布
請求業務フロー②事業所開設後初回請求までの流れ ★	国保連合会→指定権者→事業所	指定時に紙配布
請求業務フロー③毎月の請求の流れ ★	国保連合会→事業所	電子請求受付システム掲載・紙配布・国保連合会HP掲載
請求業務に係る関係機関とその役割 ★		
請求関連システム ★		
電子請求受付システム準備作業 ★	厚生労働省→指定権者→事業所	電子請求受付システムマニュアルページに掲載(動画)
上限額管理 ★		
過誤申立 ★		
問い合わせハンドブック	国保連合会→事業所	電子請求受付システム掲載・紙配布・国保連合会HP掲載
作業チェックリスト①セットアップ編	国保連合会→事業所	新規テストIDPWと共に紙配布
作業チェックリスト②毎月の請求業務編_簡易入力システム	国保連合会→事業所	電子請求受付システム掲載・紙配布・国保連合会HP掲載
作業チェックリスト③毎月の請求業務編_市販ソフト	国保連合会→事業所	電子請求受付システム掲載・紙配布・国保連合会HP掲載

1. 都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等)について

(4) 効果的な普及方策の検討

- 既存資料が有効に活用されていない状況も踏まえると、本事業で新規に作成した新規事業所向けの説明資料においても、効果的な普及方策の検討が重要である。今後も適切な請求業務の推進支援と併せて、作成資材の配布状況や事業所の活用状況等を把握するなど、継続的な支援の検討が求められる。
- 本日のご報告を経て作成した新規事業所向け資材はデザイン面も含めた最終化を図り、完成版は令和8年3月末ごろを目途に各都道府県、国保連合会を通じて事業所への配布・提供を予定している。



2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による 影響調査について

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

本パートのサマリ

○目的: 令和9年度報酬改定等へ向けた議論の参考とするため、令和6年度報酬改定前後のエラー発生状況を把握したうえで、エラーが発生しやすい内容やその対応策について取りまとめる。

エラー件数データの分析



【方法】

- 対象: 国保中央会において集計した国保連合会の一次審査状況の調査データ
- 集計期間: 令和5年11月受付分～令和6年10月受付分(令和6年度報酬改定前後)
- 対象エラー: 一次審査の3つの判定レベルのうち、「警告」、「警告(重度)」に該当するデータ

【結果】

発生率が高いエラーは、継続的にエラー発生率が高いエラーコード(分類A)または、令和6年度報酬改定後にエラーの発生率が一時的に増加したが改定以降減少傾向となったエラーコード(分類C)いずれかに該当。

都道府県分析/ヒアリング調査



- エラー件数データの分析より、請求における自治体内の運用がエラーに繋がっていることが示唆されたことから、地域ごとのエラー発生率の違いを理解するため、都道府県別の各エラーコード発生率を分析。
- その結果、エラーの発生率が高い自治体・低い自治体がみられたため、エラー発生時の対応やエラー発生を未然に防ぐための取り組み状況を国保連合会等にヒアリング調査を実施。
- ただし、エラー発生率の低い国保連合会では、一次審査後に事業所への電話連絡・差し替え対応を行っており、全国的に同様の取り組みを行うことは困難であったため、全国的に対応が可能であり、かつ効果的な改善策及び支援の普及方法を検討した。

各エラーコードの原因・対応策の検討



- 分析対象となった分類A及び分類Cに該当したエラーコードについてそれぞれ発生原因を分析したところ、これらのエラーの発生には、報酬改定内容の複雑さや、手続き・システムの整備・運用に関する課題が影響していると考え、対応策としては事業所インタフェース仕様書の見直しやチェック要件の見直し、制度理解の促進活動等が考えられたため、エラー発生さらなる減少、事業所の利便性向上及び制度の適切な運営について引き続き検討を行っていくことが重要であると整理したところ。
- 本調査・検討結果に関する内容を踏まえ、国保中央会として、令和9年度報酬改定に向けた厚生労働省及びこども家庭庁への要望として、提示する予定である。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(1) エラー件数データ分析の概要と結果

○集計対象期間に発生したエラーコードは障害者342種類、障害児197種類であり、以下の定義によって、分類A～Eの各分類に整理した結果は以下のとおりであった。

分類	分類の内容	定義 ※集計全期間で発生割合が0.1%未満のエラーコードは分類対象外	障害者	障害児
A	継続的にエラー発生率が高い	<ul style="list-style-type: none"> 全期間でエラーコード発生率が0.5%(障害者)/0.8%(障害児)以上である 	7	12
B	令和6年度報酬改定後にエラー発生率が増加し、継続して発生率が高い	<ul style="list-style-type: none"> 2024年5月受付分以降、その前月とのエラーコード発生率の差分が0.5%を超過している 2024年9月のデータと2024年5月のデータの比較(5月のデータがない場合はデータがある初月)で0.5%以上減少していない 	該当なし	該当なし
C	令和6年度報酬改定後にエラー発生率が一時的に増加したが、改定以降減少傾向にある	<ul style="list-style-type: none"> 2024年5月受付分以降、その前月とのエラーコード発生率の差分が0.5%を超過している 2024年9月のデータと2024年5月のデータの比較(5月のデータがない場合はデータがある初月)で0.5%以上減少している 	15	12
D	継続的にエラー発生率が低い	<ul style="list-style-type: none"> 分類A、B、C、Eに該当しない 	該当なし	該当なし
E	令和6年度報酬改定後にエラー発生率が減少	<ul style="list-style-type: none"> 2024年5月受付分以前、以降を比較し、差分が0.5%以上あり、且つ、以降低値が継続している 	該当なし	該当なし

○上記のうち、分類Aに該当したエラーコードは資格に関するエラー(受給者台帳登録内容と、請求内容の不整合)が障害者・児ともに多く、障害児では支給量に関するエラーについても見受けられ、分類Cに該当したエラーコードは受付に関するエラー(事業所・施設台帳と請求内容の不整合)が障害者・児ともに多く見受けられた。

○分類Aにおいては、特定のサービス種類のエラーコード発生件数の影響が大きいこと、分類Cにおいては、報酬改定によってコード体系が変更となったサービス種類の影響が大きいことが明らかになった。また、請求における自治体内の運用がエラーに繋がっていることも示唆された。

※発生割合が0.1%以上のエラーコードは全体の上位15%に該当し、発生件数(全国)で見ると、平均で月あたり8,000件程度、発生件数の多いエラーコードでは35,000件程度のエラーである。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(2) 追加分析: 都道府県分析

- エラー件数データの分析より、請求における自治体内の運用がエラーに繋がっていることが示唆されたことから、地域ごとのエラー発生率の違いを理解するため、都道府県別の各エラーコード発生率の分析を行った。
- 各都道府県が採用する事業所台帳管理システムのベンダによる相違が、エラー発生率の自治体ごとの差異の一つの要因である可能性が考えられたことから、主要エラーコードを対象として分析を行ったところ、都道府県が採用するシステムベンダによってエラー発生率には差がみられ、エラー発生の一要因として影響している可能性が考えられた。
※事業所台帳に関連するエラーコードは令和6年度報酬改定後にエラーの発生率が一時的に増加した分類Cに該当するため、分類Cのエラー発生上位4エラーコードを分析した。
- 現在、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化の検討」によって、事業所台帳の統一化の検討が進められており、上記課題についても本検討内容の実行によって解決に向かっていくものと期待される。

(3) 追加分析: 国保連合会等ヒアリング調査

- 請求審査における課題、頻発するエラーを確認するとともに、エラー発生時の対応やエラー発生を未然に防ぐための取り組み状況を理解するため、既の実施したエラー分析結果より、特にエラー発生率が高い国保連合会及びエラー発生率が低い国保連合会にヒアリング調査を実施した。
- エラー発生率の低い国保連合会では、エラー発生を未然に防ぐための取り組みとして、一次審査後に事業所への電話連絡・差し替え対応が行われていた。しかし、エラー件数が限定的であることや、業務遂行における担当者の個人依存性がある状況であったため、全国的に同様の取り組みを行うことは困難であると考えた。
- 上記結果を踏まえ、全国的に対応が可能であり、かつ効果的な改善策及び支援の普及方法を検討するため、各エラー発生原因と課題の仮説に対して分類A及び分類Cに該当した個々のエラーコードについて、エラーの発生源を確認し、より詳細な原因分析を行った。

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(4) 各エラー原因に関する考察とまとめ: 改善策の実施主体

- 分類A(改定前後を問わず継続的に発生率が高い)及び分類C(改定後に一時的に増加しその後減少傾向)に該当したエラーコードについてそれぞれ発生原因を分析したところ、これらのエラーの発生には、報酬改定内容の複雑さや、手続き・システムの整備・運用に関する課題が影響していると考えた。
- 第5回WGまでに検討いただいた内容をもとに、エラー発生のおよむ減少、事業所の利便性向上及び制度の適切な運営という観点から、各エラー別の改善策及びその改善策の実施主体は、19～22頁のとおり。
- 上記の中でも、インタフェース仕様書の改修等、特に厚生労働省及びこども家庭庁に検討いただきたい改善策については、参考資料No.3「要望書(案)」として取りまとめたところ。
- 本日のご報告を経て、チェック要件見直しのさらなる検討と併せて、インタフェース仕様書の改修等システム面での対応方針を含めた令和9年度報酬改定に向けた厚生労働省及びこども家庭庁への要望書を作成し、令和8年3月下旬までに提示する予定。

【分類A: 障害者】

No	分類	エラーコード	エラーメッセージ	改善策	改善策の実施主体				
					事業所	国保中央会 /連合会	市町村	都道府県	国(制度)
1	A	EG28	※資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	事業所インタフェース仕様書の見直し					○
2	A	EG40	※資格:実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回当たりの最大提供量」を超えています	「1回当たりの最大提供量」の考え方・設定方法の明確化			○		○
3	A	EG61	※資格:該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません	簡易入力システムの自動設定仕様の改修		○			
4	A	EH04	▲資格:継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています	市町村及び事業所の制度理解促進	○		○		
5	A	EH05	※資格:受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続サービス利用支援費が算定されています	チェック要件の見直し		○			
6	A	EN09	※資格:請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	チェック要件の見直し		○			
7	A	PC32	※受付:事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています	事業所の制度理解促進、事業所インタフェース仕様書の見直し	○			○	○

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(4) 各エラー原因に関する考察とまとめ: 改善策の実施主体

【分類A: 障害児】

No	分類	エラーコード	エラーメッセージ	改善策	改善策の実施主体				
					事業所	国保中央会 /連合会	市町村	都道府県	国(制度)
1	A	EG28	※資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	事業所/市町村インタフェース仕様書の見直し					○
2	A	EG37	▲資格:請求情報の利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	事業所の制度理解促進	○				
3	A	EG96	※資格:初回加算が障害児支援受給者台帳の決定支給期間の「開始年月」以外で算定されています	チェック要件の見直し		○			
4	A	EH06	▲資格:継続障害児支援利用援助費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています	市町村及び事業所の制度理解促進	○		○		
5	A	EH07	※資格:障害児支援受給者台帳の「モニタリング対象月」が有りの翌月に継続障害児支援利用援助費が算定されています	チェック要件の見直し		○			
6	A	EJ98	※受付:請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません	今後の発生なし	/				
7	A	EN09	※資格:請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	チェック要件の見直し		○			
8	A	PP40	※支給量:請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	チェック要件の見直し		○			
9	A	PP80	▲支給量:上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	今後の発生なし	/				
10	A	PP81	※支給量:請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません	今後の発生なし	/				
11	A	PQ28	▲支給量:同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています	チェック要件の見直し		○			
12	A	PQ29	▲支給量:同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在しています	チェック要件の見直し		○			

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(4) 各エラー原因に関する考察とまとめ: 改善策の実施主体

【分類C: 報酬改定が大きく影響したケース】

No	分類	者Or児	エラーコード	エラーメッセージ	改善策	改善策の実施主体				
						事業所	国保中央会/連合会	市町村	都道府県	国(制度)
1	C	者	PA02	※受付:事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する請求ではありません	・報酬改定の施行時期の後ろ倒し等による事業所・自治体への周知期間の確保(※1) ・事業所に対する改定内容及び関連した請求事務手続きの変更点の周知(※2) ・事業所台帳共通化の実現による事業所台帳更新に係る手続きの効率化(※3)	○ ※2	○ ※2			○ ※1 ※3
2	C	者	PA31	※受付:事業所台帳の「定員区分」、または「多機能型等定員区分(加算)」の登録内容に該当する請求ではありません						
3	C	者	PB28	※受付:事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
4	C	者	PB66	※受付:事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません						
5	C	者	PC68	※受付:事業所台帳の「人員配置体制加算の有無」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません						
6	C	者	PC69	※受付:事業所台帳の「行動障害支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
7	C	者	PC70	※受付:事業所台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
8	C	者	PC71	※受付:事業所台帳の「精神障害者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
9	C	者	PC73	※受付:事業所台帳の「主任相談支援専門員配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
10	C	児	PK36	※受付:障害児施設台帳の「専門的支援加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
11	C	児	PK61	※受付:障害児施設台帳の「行動障害支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
12	C	児	PK62	※受付:障害児施設台帳の「要医療児者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
13	C	児	PK63	※受付:障害児施設台帳の「精神障害者支援体制加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
14	C	児	PK65	※受付:障害児施設台帳の「主任相談支援専門員配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						

2. エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について

(4) 各エラー原因に関する考察とまとめ: 改善策の実施主体

【分類C: 年度単位で届出内容が更新されるケース】

No	分類	者Or児	エラーコード	エラーメッセージ	改善策	改善策の実施主体				
						事業所	国保中央会/連合会	市町村	都道府県	国(制度)
1	C	者	PB95	※受付: 事業所台帳の「平均工賃月額区分」の登録内容に該当する請求ではありません	・事業所に対する改定内容及び関連した請求事務手続きの変更点の周知(※1) ・事業所台帳共通化の実現による事業所台帳更新に係る手続きの効率化(※2) 事業所に対する年1回の届出申請及び指定権者の台帳整備の期間確保(※3)	○ ※1				○ ※2 ※3
2	C	者	PC95	※受付: 事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」の登録内容に該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の請求ではありません						
3	C	児	PJ62	※受付: 障害児施設台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません						
4	C	児	PK92	※受付: 障害児施設台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」の登録内容に該当する福祉・介護職員等処遇改善加算の請求ではありません						

【分類C: 個別の対応が必要なケース】

No	分類	エラーコード	エラーメッセージ	改善策	改善策の実施主体					
					事業所	国保中央会/連合会	市町村	都道府県	国(制度)	
1	C	EG38	※資格: 実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	チェック要件の見直し		○				
2	C	PK03	※受付: 障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	事業所の制度理解促進	○					
3	C	PP89	▲支給量: 請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	請求システム改修期間確保のための報酬改定の時期の後ろ倒し						○

3. 事業所台帳管理システムの統一にかかる検討について

3. 事業所台帳管理システムの統一にかかる検討について

(1) 検討の背景

- 令和3年度に実施した市町村等実態調査では、事業所台帳における送受信時のエラー発生等、台帳情報のデータ連携・修正対応等に関する課題が挙げられたことから、アンケート調査及びヒアリング調査を行い、それら課題の実態や、改善が望まれる課題と対応案を整理した。
- その対応案の一つとして、台帳整備システムの標準化を図り、将来的にはガバメントクラウド上にて標準化に準拠した台帳整備システムを自治体と連合会が利用することで台帳情報の一元管理を実現することが挙げられた。
- 令和6・7年度の本研究会では、都道府県等が管理する事業所台帳の運用状況等により事業所台帳にかかるエラーが頻出していると推測し、その解決策を検討することとした。

(2) 今後の検討について

- 本研究会で掲げた検討内容について、第1回研究会開催以後、国においてデジタル化に向けて大きく動きがあった。
- 令和6年9月24日に行われた、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が令和6年度共通化の対象候補案として示された。
- この「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」については、その後、10月29日の第2回連絡協議会で正式に令和6年度共通化の対象候補として決定された。
- 上記のとおり、本検討項目については、本研究会とは異なる場で今後検討されることから、動向を注視しつつ、厚生労働省に対し、本研究会で実態調査の結果等についての情報提供や必要な協力を行っていく。また、本研究会にて検討が必要な事項が発生した場合には、随時協議を行うこととした。

4. デジタル化への対応について

4. デジタル化への対応について

(1) デジタル化への対応について

- 「3. 事業所台帳管理システムの統一にかかる検討について」で示したとおり、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第2回)」において、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より「事業者・自治体間で行われる障害福祉関係の手続については、都道府県等にとって共通のものであり、事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする」ことが示された。
- 一方、介護保険においては、厚生労働省の社会保障審議会 介護保険部会(令和6年7月8日開催・第113回)において、介護情報基盤の整備の方針が示された。この介護情報基盤は保険者である市町村から委託を受け、国保連合会及び国保中央会が開発・運用を担うこととなる。
- 障害福祉分野においても、デジタル化に関し、医療、介護分野に続いての検討を国が開始した。一方、障害福祉サービス等にかかる給付費等の請求・審査においては、これまでも業務のデジタル化が段階的に進展しており、本研究会でも市町村及び事業所の事務負担軽減に資するため、以下の案件について検討を進めてきたところである。
 - ・複数児童用上限額管理結果票の電子化対応(令和7年5月対応済)
 - ・簡易入力システムへのデータ連携対応(令和8年4月対応予定)
- 今後、国による全国医療情報プラットフォームの構築に伴い介護情報基盤の運用が本格化するなど、保健・医療・介護に関わるデジタル化が更に進められ、これらと密接な関わりを持つ障害福祉分野についてもデジタル化を踏まえた業務改革のいっそうの推進など関連する対応が必要になると考えられる。
- 本研究会においては、審査支払事務等の更なる効率化・最適化を実現するため、こうしたDX(デジタル・トランスフォーメーション)に向けた対応を、国やIT業界の動向を見極めつつ、実務・技術の両面から検討していく必要があると考えられる。
- 審査支払事務はもとより、これに密接に関係する市町村や事業所等の周辺事務や同システムに対しても、必要に応じ、学識者、都道府県、市町村、国保連合会等で構成される本研究会から実務的な提言等を国に行うことや、必要な支援・協力ができるものは何か等、更なるDXの推進・導入により給付にかかる事務の効率化に寄与できることを模索していくことなども、今後の検討課題となると考えられる。

Ⅲ. 審査に関することについて

1. 同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについて

(1) 同一世帯における複数児童の上限額管理チェックについて

【検討の背景】

○令和5年度に、「同一世帯における複数児童の上限額管理チェック」(複数児童用上限額管理結果票の電子化対応)について、令和6年度からの運用開始に向けチェック内容について検討し、令和7年4月サービス提供分から運用開始されることとなった。

【検討内容】

○同一世帯における複数児童の上限額管理結果票の電子化対応に向け、周知方法等を検討した。

【実施内容】

○令和7年5月請求(令和7年4月サービス提供分)より電子請求の事務手続き等が可能となる、「同一世帯における複数児童の上限額管理チェック」(複数児童用上限額管理結果票の電子化対応)に関して、都道府県及び自治体から障害児通所支援事業所等へ配布可能なリーフレットを作成し、周知・広報を図った。

複数児童用上限額管理結果票が電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に届票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、令和7年5月請求からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー(イメージ)

以下のケースが対象です
同一世帯で複数の障害児がいる。かつそれぞれサービスを利用しているケース
※ 複数児童の届票が提出されているケースも含まれます

サービス利用
児童A 児童B

A事業所(上限額管理事業所)
B事業所(関係事業所)

電子請求が可能に
国保連合会
※ 電子請求受付システム

メール配送
市町村等

<裏面に掲載します>

請求に際して

- 令和7年5月請求時(令和7年4月サービス提供分)から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面(利用者負担に関する事項)をご確認ください。

- 利用者負担上限額管理事業所に記載されている事業所が、上限額管理事業所となります。
- 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク
TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433
MAIL: mail@support-e-seikyuu.jp
※ 届票等に添付する利用履歴は自治体によって異なります。

上限額管理結果票の届出等に関するお問い合わせはこちら

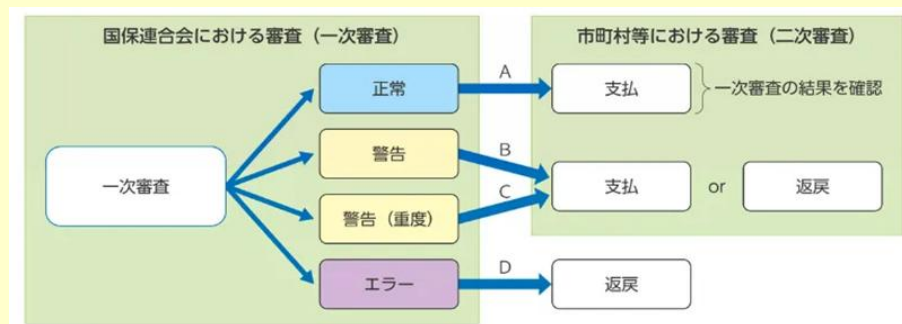
〇〇〇市障害者総合支援課
TEL: 00-0000-0000
MAIL: 〇〇.〇〇.jp

2. 「警告」から「エラー」への移行等及び審査内容の拡充・強化について

(1) 「警告」から「エラー」への段階的な移行の背景

- 平成30年4月改正法の施行を受け、国保連合会における一次審査の実施にあたり、これまで「警告」としていたものについて、平成30年度以降、「エラー(返戻)」へ移行することを検討する必要があるとされた。
- また、新たに追加するチェックについては、まずは「警告」、または「警告(重度)」とし、国保連合会及び市町村等における審査が定着したうえで、「エラー(返戻)」へ移行していく必要があるとされた。
- さらに、エラーへの移行に関しては、サービス提供事業所の請求事務及び国保連合会、市町村等の審査への影響を鑑み、段階的に移行する必要があるとされた。
- その後、一次審査について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直し等を行うことが提言され、それ以降、例年、一定の周知期間を設けたうえで「警告」から「エラー(返戻)」への移行、審査チェックの追加拡充を適宜行っているところ。
- なお、一次審査の判定レベルは「正常」、「エラー」、「警告」があり、「警告」は「警告」と「警告(重度)」に分かれる。
 - ・「正常」: 一次審査においてエラーや警告のないもの
 - ・「エラー」: 一次審査にて返戻となるもの(各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの)
 - ・「警告」: 一次審査において、システム的には判断できず、市町村等の二次審査にて支払の可否を判断していただくもの
 - └ 「警告(重度)」: 警告のうち、市町村等が重点的に確認するもの(同一日利用の重複チェック等)

(参考) 国保連合会と市町村等の審査の範囲



2. 「警告」から「エラー」への移行等及び審査内容の拡充・強化について

(2) 令和6・7年度の実施内容(全体概要)

【「警告」から「エラー」への移行について】

○令和6・7年度においても「警告」から「エラー」への移行を行った。なお、警告からエラーへの移行については、周知期間を下図のとおり設けたうえで実施した。

○エラー移行期間中は、エラー移行対象コードのエラーメッセージの文頭に「★」を付与し、注視いただくこととしている。その間、国保連合会に意見聴取を行い、本会が把握できていない特別な事情や問題等がないか、最終的な確認を行った。

【審査機能強化等対応について】

○令和6年度は、令和6年度報酬改定等対応にかかる審査チェックの追加拡充を行った。

○令和7年度は、「就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化」及び「同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化」に関する審査チェックの追加拡充を行った。

★：警告(エラー移行対象)

🚩：審査支払等システムへのリリース

No	対応内容	令和6年度		令和7年度	
		上期	下期	上期	下期
1	警告からエラーに移行	🚩 5月 事業所への周知 警告(★)	🚩 10月 エラー	🚩 5月 事業所への周知 警告(★)	🚩 10月 エラー
2	審査機能強化等対応	🚩 5月	🚩 10月	🚩 5月	🚩 10月

2. 「警告」から「エラー」への移行等及び審査内容の拡充・強化について

(3) 各年度の実施内容

【令和6年度の実施内容】

- 令和6年11月審査分(令和6年10月サービス提供分)からのエラー移行に向け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係より発出された令和6年4月11日付事務連絡「令和6年4月報酬改定等対応に係る障害者自立支援給付審査支払等システムの新規エラーコードおよび「警告」から「エラー(返戻)」への移行について」にて事前周知された。
- その後、移行を予定しているエラーコードに関する懸案及び課題等について国保連合会へ調査を実施し、移行対象エラーコード(確定版)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係より発出された令和6年10月2日付事務連絡「障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー(返戻)」への移行(令和6年度の実施)および一部エラーコードの判定レベルの見直し等について」にて通知され、50のエラーコードをエラーへ移行した。
- なお、国保連合会からの調査結果を取りまとめたところ、懸案及び課題等についてご意見は頂戴しなかった。

【令和7年度の実施内容】

- 令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供分)からのエラー移行に向け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係より発出された令和7年4月21日付事務連絡「審査機能強化等対応に係る障害者自立支援給付審査支払等システムの新規エラーコードおよび「警告」から「エラー(返戻)」への移行について」にて事前周知された。
- その後、移行を予定しているエラーコードに関する懸案及び課題等について国保連合会へ調査を実施し、移行対象エラーコード(確定版)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係より発出された令和7年10月10日付事務連絡「障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー(返戻)」への移行(令和7年度の実施)および一部エラーコードの判定レベルの見直し等について」にて通知され、88のエラーコードをエラーへ移行した。
- なお、国保連合会からの調査結果を取りまとめたところ、懸案及び課題等について複数のご意見を頂戴した。
また、「審査機能強化時の審査対象月等の考え方について」、「令和6年度報酬改定時の審査の判定レベルの設定」についてご意見を頂戴し、WGにて議論を行った。
詳細については、参考資料No.1、83頁以降を参照されたい。

IV. 台帳情報等整備に関することについて

IV. 台帳情報等整備に関することについて

(1) 台帳情報等整備に関することについて

【検討の背景】

- 本研究会において、国保連合会の審査支払等システムに登録されている台帳情報等の参照、市町村等で作成した異動／訂正連絡票情報や二次審査結果等を登録するための台帳情報等参照機能(以下、「市町村等支援システム」という)を追加する検討がなされ、第一段階として令和2年9月に稼働した後、令和5年度まで段階的に機能追加を行ってきたところ。
- 令和4・5年度研究会報告書においては、「市町村等支援システムの機能改善等」や「事業所台帳の受付機能の拡充」等について検討することをお示したところ。

【検討内容】

<市町村等支援システムの機能改善等>

- 現状、国保連合会との専用線に繋がっている伝送用端末でしか使用ができない等のインフラ面の課題により普及が進んでいない状況がある。「事業所台帳管理システムの統一」の議論の影響もあることから、一定の整理後に機能改善を行うこととする。

<事業所台帳の受付機能の拡充>

- 事業所台帳情報については、政令指定都市及び中核市においても、都道府県を通じて国保連合会へ連携する仕組みとなっている。そのため、政令・中核市において都道府県を経由しなければならず、情報連携の遅れや事務の煩雑化が課題となっている。
- 本検討課題については、今後の審査事務の在り方等に関すること等として掲げた「事業所台帳管理システムの統一」に関連する内容であるため、そちらであわせて検討を行った。

【今後の検討事項】

- 「事業所台帳管理システムの統一」で提示したとおり、事業所台帳管理システムの導入に向けて異なる場で検討が進んでいる。そのため、本検討課題についても、当該システムの要件整理後から、市町村等支援システムや審査支払等システムにおける機能改善策について検討を行っていくこととする。

V. 請求に関することについて

V. 請求に関することについて

(1) 請求時における事務負担の軽減

【検討の背景】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係から本会宛に、令和6年11月19日付の事務連絡(参考資料 No.1、91頁参照)にて、障害福祉サービス事業所等の事務作業効率化の観点から、本会が開発・提供している簡易入力システムにCSVファイル形式のデータ取り込みを可能とする機能追加の要請依頼があったので、本研究会の検討項目である「請求に関すること」において、本仕様の詳細について検討を行った。

【検討内容】

- 現在、電子ペンやタブレット端末等を活用してサービス提供実績を記録している障害福祉サービス事業所等において、電子ペン等にて作成された実績記録票のデータが簡易入力システムに連携できないことから、同様のデータを簡易入力システムに再度入力(二重入力)する事務が発生している。
- そのため、簡易入力システムにおいて、電子ペンやタブレット端末等にて作成したインタフェース仕様書に定められた実績記録票のCSVファイルを取り込む機能を新たに追加することで、生産性を向上し、更なる業務効率化の改善が期待できるのではないかと考えた。

【実施内容】

○上記の対応を行うために、簡易入力システムを以下の範囲で機能拡充を行うこととする。

1. 簡易入力システムへ取り込みを可能とする実績記録票は、令和7年10月時点で実施している就労選択支援を含む26種類のサービスを対象とする。

また、厚生労働省より示されているインタフェース仕様書に準拠したフォーマット形式のCSVファイルを取り込むこととする。

2. CSVデータは令和6年3月サービス提供分以前(令和6年度報酬改定以前)の実績記録票は取込対象外とする。

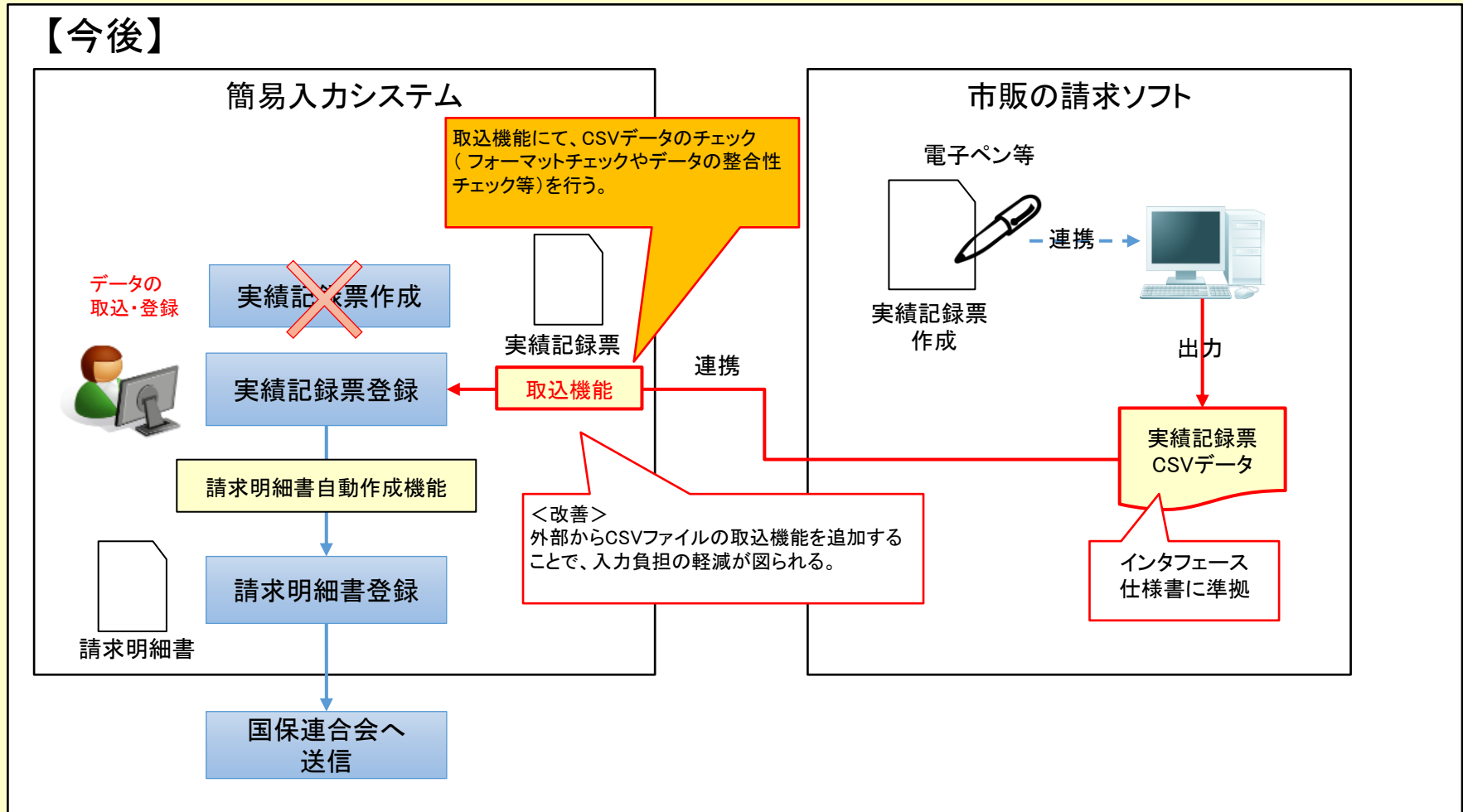
○また、実績記録票CSV取込機能追加と併せて、報酬の回数チェックの拡充及び相談支援給付費請求書のチェック機能の拡充を行う。

○対応予定時期は、令和8年4月27日リリースとする。

V. 請求に関することについて

(2) 簡易入力システムの機能拡充イメージ

○機能拡充後の主な流れは下図のとおり。



VI. 次年度以降の審査事務研究会について

VI-1. 次年度以降の審査事務研究会の体制について

1. 審査事務研究会の課題の変化

障害者総合支援法等審査事務研究会(以下「本研究会」という。)については、平成28(2016)年3月に発足し、今年で10年が経過したところである。

(1) 発足当時の課題

○当時、平成30年より新たに市町村等から国保連合会に委託できることとなった審査事務を効果的・効率的に実施していくための方策を検討することが大きな課題となっていたが、本研究会の検討も一定の整理が進み、以降、現在まで安定的な審査支払事務が行われている。

(2) 新たな課題

○本研究会では、上記(1)発足当時の課題解決に向けた検討の他、継続して、審査支払事務の効率化に向けた有益な議論が行われており、特にワーキンググループでは、活発な議論が進められている。

○近年、介護分野と同様、障害福祉分野におけるデジタル化への対応が大きな課題となっていることから、従来の「警告からエラーへ移行する項目」の検討など、市町村等、国保連合会の審査事務に特化した課題の検討に加え、令和6・7年度においては、以下のとおり、都道府県、事業所に対する支援など比較的大きな課題にも取り組んできた。

- ① 都道府県・事業者支援 ② 報酬改定等による影響分析 ③ 事業所台帳の統一化 ④ デジタル化への対応 ⑤ 二次審査の充実

○なお、厚生労働省においては、事業所の指定申請から報酬請求につながる事務フローのデジタル化の一環として、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステムの共通化」の検討が、令和6年12月からスタートしている。

(これらは事業者・自治体間の事務の効率化と負担の軽減を図るためのシステムである。)

VI-1. 次年度以降の審査事務研究会の体制について

1. 審査事務研究会の課題の変化(つづき)

(参考)共通化するシステム

- ・ 電子申請届出・業務管理体制データ管理システムの構築(開発期間:令和8.7~令和9.1)
- ・ 事業所台帳管理機能の追加(開発期間:令和9.4~令和10.1)

2. 次年度以降の審査事務研究会の体制

(1) 体制(案)

○市町村等、国保連合会の審査支払事務については、現在も安定した運営が確立されているが、更なる事務の効率化や充実を図るため、引き続き、実務上での課題を検討する場として、本研究会を運営していく。

○なお、今後、本研究会では、3年ごとの報酬改定による審査支払等システムにおける影響の分析や新規設立事業所への支援、審査支払事務の更なるデジタル化に向けた検討など、より実務的、技術的な検討の比重が高くなっていく。

○そのため、次年度以降の委員構成については、現行の研究会(いわゆる親会)とワーキンググループの区別なく、一体的に運営し、より実務に精通した者を中心に編成していく。

(2) システム部会との関係(現行と同様)

○標準システムの開発・運用等について検討しているシステム部会との関係については、引き続き、情報連携を密にし、本研究会における検討事項のうち、標準システムに影響する内容については、適宜、システム部会へ報告していく。

VI-1. 次年度以降の審査事務研究会の体制について

3. 次年度以降の審査事務研究会の体制(イメージ図)

「障害者総合支援法等審査事務研究会」にて報告書を取りまとめる。

厚生労働省障害保健福祉部

↑ 報告・提言

【障害者総合支援法等審査事務研究会】

- ・ 検討課題の洗い出し
- ・ 検討状況の確認
- ・ 検討課題に対する具体的な検討
- ・ 最終報告書の作成・とりまとめ

【事務局（保健福祉部障害者総合支援課）】

- ・ 研究会の運営
- ・ 提出資料の作成・説明

障害者総合支援法等審査事務研究会

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 国保連合会
- ・ 学識経験者
- ・ 厚生労働省
- ・ 国保中央会

※構成人数は現行のWGと同数程度を想定

VI-1. 次年度以降の審査事務研究会の体制について

4. 設置要綱の一部改正について

○次年度以降、現行の研究会(親会)とWGの区別なく一体的に運営していくよう、設置要綱の一部改正を予定している。

改正後 平成28年2月29日理事長決定	改正前 平成28年2月29日理事長決定
<p>1 目的 国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月25日に成立した。これを受け、地方自治体及び国保連合会による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、審査機能の強化に向けた具体的な内容について検討を行うこと、また、審査支払事務の更なるデジタル化に向けた検討を行うことを目的として、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置する。</p>	<p>1 目的 国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月25日に成立した。これを受け、地方自治体による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、審査機能の強化に向けた具体的な内容について検討を行うことを目的として、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置する。</p>
<p>2 構成 (1)本研究会は、以下の委員をもって構成する。 ・都道府県 ・市町村 ・国保連合会 ・学識経験者 ・厚生労働省 ・国保中央会</p> <p>(2)本研究会の委員は、厚生労働省と国保中央会が協議し、国保中央会理事長が委嘱する。 (3)本研究会の委員の任期は、選任された日が属する年度の次の年度の末までとする。 ただし、再任を妨げないものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 構成 (1)本研究会は、以下の委員をもって構成する。 ・都道府県代表 ・市町村代表 ・国保連合会代表 ・学識経験者 ・厚生労働省 ・国保中央会</p> <p>(2)本研究会の委員は、厚生労働省と国保中央会が協議し、国保中央会理事長が委嘱する。 (3)本研究会の委員の任期は、選任された日が属する年度の次の年度の末までとする。 ただし、再任を妨げないものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>
<p>3 運営 (1)本研究会に座長及び座長代理を置く。 (2)座長は、委員の互選により選出し、座長代理は、委員の中から座長が指名する。 (削る) (削る) (3)座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。 (4)本研究会の事務局は、国保中央会保健福祉部障害者総合支援課に置き、研究会の運営に関する事務を処理する。 (5)この要綱に定めるもののほか、本研究会の運営その他に関し必要な事項は、座長が定める。</p>	<p>3 運営 (1)本研究会に座長及び座長代理を置く。 (2)座長は、委員の互選により選出し、座長代理は、委員の中から座長が指名する。 (3)座長は必要に応じてワーキング・グループを設置することができる。 (4)ワーキング・グループに座長を置く。座長はワーキング・グループ委員の互選とする。 (5)本研究会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。 (6)本研究会の事務局は、国保中央会保健福祉部障害者総合支援課に置き、研究会の運営に関する事務を処理する。 (7)この要綱に定めるもののほか、本研究会の運営その他に関し必要な事項は、座長が研究会に諮りその都度定める。</p>
<p>4. 施行期日 (略)</p> <p>附則(令和8年〇月〇日一部改正) 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>4. 施行期日 (略)</p> <p>(新設)</p>

VI-2. 次年度以降の審査事務研究会の検討事項について

1. 次年度以降の検討事項(案)

- 令和6・7年度においては、令和4・5年度からの継続検討事項とともに、都道府県、事業所に対する支援など比較的大きな課題にも取り組んできた。
- 令和8年度以降においても、引き続き、必要な検討を行っていくこととしたい。
- なお、以下に記載の内容は現時点で想定する検討項目であり、その他検討内容が追加・変更される可能性がある。その場合には都度ご報告するものとする。
- また、スケジュールを含め、詳細については令和8年度第1回研究会にてお示しする。

No	分類	検討内容
1	審査の効率化に関すること	審査機能強化・エラー移行等に対する検討
		都道府県、市町村支援に関する検討
		審査データを活用したデジタル化に係る課題・問題点の分析及び検討
		報酬改定等に係る影響の把握及び予測、対応の検討
2	事業所支援策に関すること	請求事務サポートに関する検討
3	その他関連情報の収集及び検討	その他関連情報の収集及び検討

Ⅶ. 令和6・7年度障害者総合支援法等審査事務研究会の
開催状況

(1) 研究会委員名簿

都道府県代表	
東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長	中山 佳子

市町村代表	
千葉県船橋市障害福祉課課長補佐 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	川端 朝子
千葉県船橋市障害福祉課課長補佐 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	飯村 昌人
愛知県長久手市福祉部福祉課長 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	堤 健二
愛知県長久手市福祉部福祉課長 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	水草 純
大阪府大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課長 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	福原 範彦
大阪府大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課長 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	北島 信幸

厚生労働省	
社会・援護局障害保健福祉部企画課長 【任期】令和6年4月1日～令和7年6月30日	本後 健 ○
社会・援護局障害保健福祉部企画課長 【任期】令和7年7月1日～令和8年3月31日	乗越 徹哉 ○

◎座長
○座長代理

国民健康保険団体連合会代表	
宮城県国保連合会事務局長(北海道・東北地方協議会推薦) 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	菅谷 正孝
宮城県国保連合会事務局長(北海道・東北地方協議会推薦) 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	早坂 敏幸
千葉県国保連合会事務局長(関東甲信静地方協議会推薦)	林 伸行
岐阜県国保連合会事務局長(東海北陸地方協議会推薦)	三田村 雅司
滋賀県国保連合会事務局長(近畿地方協議会推薦)	林 健一
香川県国保連合会事務局長(中国・四国地方協議会推薦)	春田 勝正
宮崎県国保連合会事務局長(九州地方協議会推薦)	徳留 義章

学識経験者	
関西学院大学大学院人間福祉研究科講師(非常勤)	生田 正幸 ◎
保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会福祉システム委員長	金本 昭彦

国民健康保険中央会	
審議役(保健福祉部・医療保険情報提供等実施機関担当) 保健福祉部介護情報基盤構築準備室長事務取扱	小出 顕生

事務局	
国民健康保険中央会保健福祉部障害者総合支援課	

(2)ワーキング・グループ委員名簿

都道府県代表	
東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 総合支援担当統括課長代理	内川 貴義
市町村代表	
千葉県船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課計画 係主事	卯野 宏樹
愛知県長久手市福祉部福祉課障がい福祉係主事	早川 友梨子
大阪府大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 担当係長 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	穂吉 靖
大阪府大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 担当係長 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	花本 勝己
厚生労働省	
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐	天野 吉臣
社会・援護局障害保健福祉部企画課課長補佐 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	青木 健一
社会・援護局障害保健福祉部企画課課長補佐 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	佐々木 忠信
社会・援護局障害保健福祉部企画課データ解析専門官	北嶋 晋大
学識経験者 ※研究会兼務	
関西学院大学大学院人間福祉研究科講師(非常勤)	生田 正幸 ◎
保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会福祉システム委員長	金本 昭彦

国民健康保険団体連合会代表	
岩手県国保連合会総務事業部保健介護課介護保険係主査	南館 佳史
神奈川県国保連合会介護福祉部福祉事業課 障害者支援係長 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	正武迫 恭弘
神奈川県国保連合会介護福祉部福祉事業課障害者支援係 副主幹 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	三木 礼雄
富山県国保連合会情報・介護保険課 課長補佐兼介護保険係長 【任期】令和7年4月1日～令和7年9月30日	小笹 法子
岐阜県国保連合会介護・障害課障害者支援係長 【任期】令和7年11月1日～令和8年3月31日	森 恵
大阪府国保連合会管理部システム管理課課長補佐兼 介護・障がい係長 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	曾根 尚紀
大阪府国保連合会管理部システム管理課介護・障がい係 主査 【任期】令和7年4月1日～令和8年3月31日	後藤 諒
熊本県国保連合会審査管理部介護保険課介護事業係長 【任期】令和6年4月1日～令和7年3月31日	蓑田 圭一

国民健康保険中央会	
保健福祉部障害者総合支援課長	石山 一正
保健福祉部障害者総合支援課課長代理	吉田 岳人
保健福祉部障害者総合支援課主任	森 佑介

◎座長

(3) 障害者総合支援法等審査事務研究会開催状況

会議名	開催時期	議題
【第1回】 第1回研究会(研究会・WG合同会議)	令和6年8月30日	①本研究会における検討の進め方(案)について ②今後の審査事務研究会の在り方(案)について
【第2回】 第1回ワーキング・グループ	令和6年8月30日	①本研究会のワーキング・グループにおける検討課題への対応(案)について ・審査に関すること
【第3回】 第2回ワーキング・グループ	令和6年12月3日	①審査に関すること ②請求に関すること ③都道府県及び事業者支援について(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等) ④エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査について ⑤事業所台帳管理システムの統一にかかる検討について
【第4回】 第2回研究会(研究会・WG合同会議)	令和7年2月28日	①令和6・7年度障害者総合支援法等審査事務研究会中間報告書(案)について
【第5回】 第3回ワーキング・グループ	令和7年7月24日	①本研究会の検討の進め方について ②審査に関すること ③今後の審査事務の在り方等に関する事等について ・今後の審査事務の在り方等に関する事等について ・都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等) ・エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査
【第6回】 第4回ワーキング・グループ	令和7年10月8日	①審査に関すること ・「警告」から「エラー」への移行について ・審査機能強化時の審査対象月等の考え方 ②請求に関すること ・請求時における事務負担の軽減 ③今後の審査事務の在り方等に関する事等について ・都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等) ・エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査
【第7回】 第5回ワーキング・グループ	令和7年12月16日	①今後の審査事務の在り方等に関する事等について ・都道府県及び事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援等) ・エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査 ②その他 ・事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステムの共通化について
【第8回】 第3回研究会(研究会・WG合同会議)	令和8年2月27日	①令和6・7年度障害者総合支援法等審査事務研究会報告書(案)について ②次年度以降の障害者総合支援法等審査事務研究会について